

「新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度」の再延長について

提案内容	<p>現在雲南市内にて新築住宅を建てようかと計画していますが、コロナが未だ収束の目処が立っていないように感じています。そこで、コロナの影響で延長されている『すまい給付金』と同じ『令和4年12月31日までに引渡し』に延長を希望しております。</p> <p>制度を再延長して頂き、新築の家に住み、維持していくことへの安心材料にできたらと思います。</p> <p>私達家族のみならず、これから雲南市内で新居を構えようと考えておられる全ての方にとって、大変有益なご提案かと考えております。</p> <p>このご提案が、この意見箱に相応しくなかった場合、申し訳ありません。</p> <p>ご検討の程、何卒よろしくお願い致します。</p>
回 答	<p>このたびは、大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。また、回答が大変遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>これまで、いただいたご意見について、関係機関と協議を行ってまいりましたが、その結果につきまして、お答えをさせていただきます。</p> <p>今回、新築家屋に対する固定資産税の課税免除の再延長について、ご意見をいただきました。</p> <p>この事業につきましては、平成26年度より実施している事業であり、実施期間は、創設当初より令和3年1月1日までと期限を設け、市民の皆様にもそのように説明し、事業を行ってきたところです。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本人の意思によらない工事着工の遅れや引き渡しの遅れなどにより、令和3年1月1日までに入居できない事態の発生が見込まれることになったことから、救済措置として、1回に限って、令和4年1月1日まで期間延長をしたところです。</p> <p>こうした経過もあって、今回ご提案頂きました、再延長につきましては、実施しなかったところでございます。ご希望に沿えず、大変申し訳ございません。</p> <p>しかしながら、今回、大変貴重なご意見をいただきましたが、議会からも住宅や子育て等の支援策について、今一度検討してはどうかのご意見もいただいています。</p> <p>そこで、令和4年度に、結婚や出産、そして子育て等、担当部局を超えたワーキングチームを庁内に設け、今後の支援策について様々なご意見を踏まえて検討して参りますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(回答部署：政策企画部うなん暮らし推進課)</p>